



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2022年1月

No.80

特集【特集】スキルアップや転職のための資格取得に役立つ情報

みなさん、お子さんの成長に伴って、スキルアップや転職に向けて資格取得を検討していらっしゃる方が多いのではないのでしょうか。そこで今回は資格取得やスキルアップについての情報、資格取得に伴うひとり親向けの給付金等についてご紹介していきます。

■ハロートレーニングとは（離職者訓練・求職者支援訓練）

仕事をお探しの方を対象とした「無料の職業訓練制度」です。（受講料無料）

キャリアアップや希望する就職を実現するために必要な職業スキルや知識を習得することができます。

※テキスト代等は自己負担になります。

☆「公共職業訓練」…雇用保険（失業保険）を受給している求職者が主な対象

☆「求職者支援訓練」…雇用保険を受給できない求職者が主な対象

また、一定の要件を満たす場合、職業訓練受講給付金をもらうことができます。

■公共職業訓練とは

3か月～2年の間〔シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは1か月から（令和4年3月末までの特例）〕で、就職に役立つ技能や知識を習得することができます。

※テキスト代等の実費を除き無料です。

■求職者訓練支援制度とは

再就職、転職、スキルアップを目指す方が月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講することができる制度です。 ※テキスト代等の実費を除き無料です。

【支給要件】

- 本人収入が月8万円以下
- シフト制で働く方などは月12万円以下（令和4年3月末までの特例）
- 世帯全体の収入が月25万円以下（特例：令和4年3月までは40万円以下）
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していないこと
- 全ての訓練に出席していること（特例：令和4年3月までは8割以上の出席）
- 世帯の中に同時にこの給付を受給して訓練を受けている人がいないこと
- 過去3年以内に、偽りその他の不正行為により、特定の給付金の支給を受けたことがないこと

※詳しくは、ハローワークにお問い合わせください。

◆参考情報



【ハロートレーニング・厚生労働省】 → <https://www.mhlw.go.jp/hellotraining/>

○ハロトレはじめませんか？ → <https://www.youtube.com/watch?v=JKJl6NAGqsY>

○求職者支援制度 → <https://www.youtube.com/watch?v=Ub1zMa7mFTU>



■教育訓練支援給付制度とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

○対象講座：対象の教育訓練は、約14,000講座。

→教育訓練給付制度[検索システム]で検索できます。

教育訓練 講座検索 検索

オンラインで受講できる講座や夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができます。

○給付条件：教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

※パート・アルバイトや派遣の方も対象

受給するには「訓練前キャリアコンサルティング」の受講が必須ですので、ご注意ください。

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費の50% 【年間上限40万円・原則2年(最長3年)】 ※終了後、資格取得などとして正社員などに雇用された場合 教育訓練費70%・年間上限56万円を受講者に支給	業務独占資格など取得を目標とする講座 ・介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座 ・第四次産業革命スキル習得講座(経済産業大臣認定) 大学院・大学などの課程 ・専門職大学院の課程 (MBA,法科大学院,教職大学院など) ・職業実践力育成プログラム(文部科学大臣認定)など 専門学校の課程 ・職業実践専門課程 (文部科学大臣認定) ・キャリア形成促進プログラム (文部科学大臣認定)
特定一般教育訓練 受講費用の40% 【上限20万円】 を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 ・介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士など デジタル関係の講座 ・ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座など
一般教育訓練 受講費用の20% 【上限10万円】 を受講者に支給	資格取得を目標とする講座 ・英語検定、簿記検定、ITパスポートなど 大学院などの課程 ・修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

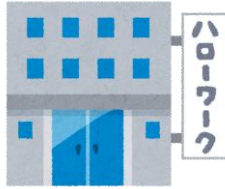
◆参考情報:

厚生労働省 HP▶教育訓練給付制度について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

▶教育訓練給付の講座指定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html



お問合せ:最寄りのハローワーク

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

■自立支援教育訓練給付金事業とは(ひとり親家庭対象)

母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、就業促進を図るため、就業に結びつきやすい講座を受講した場合、受講料の助成を行うものです。

○対象者:20歳未満の児童を養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、以下の要件を満たしている方

○児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準である方

○教育訓練を受けることが適職に就くために必要である方

○支給額:

雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方…受講料の6割(上限20万×修業年数、下限12,000円)

上記以外の方…上記金額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額(下限12,000円)

お問合せ先:お住まいの市町福祉事務所の相談窓口(母子自立支援員)へご相談ください。

○町:(長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町)にお住まいの方は県の福祉事務所の相談窓口へご相談ください。

○各福祉事務所一覧: <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/06/1528763959.pdf>

■高等職業訓練促進給付金とは(ひとり親家庭対象)

専門的な資格取得を容易にするため、母子家庭の母または父子家庭の父が1年以上養成機関で就業する場合に、一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給し生活費の負担を軽減します。

○対象者:20歳未満の児童を養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、以下の要件を満たしている方

○長崎県に住民票を登録している方

○児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準である方

○養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方

【令和3年度に限り、令和4年3月31日までに6ヵ月以上の就業を開始する方も支給の対象となる場合があります。】

○資格取得のための修業と就労または、育児との両立が困難な方

○過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがない方

○対象資格:准看護師、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚師、栄養士、管理栄養士、歯科衛生士、歯科技工士、柔道整復師、はり師、きゅう師、社会福祉士、精神保健福祉士、美容師、理容師、助産師、保健師、臨床検査技師、調理師など

令和3年度限りの特例における対象資格:シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格など(高等職業訓練促進給付金の対象資格の範囲)【教育訓練給付制度厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システムをご確認ください。】

○支給期間:修業期間中の全期間(上限4年間)

◆参考情報

▶教育訓練給付の講座指定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html

お問合せ先:

市にお住まいの方:それぞれの市福祉事務所の相談窓口 <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2018/06/1528763959.pdf>

町:(長与町,時津町,東彼杵町,川棚町,波佐見町,佐々町,新上五島町)にお住まいの方は県の福祉事務所の相談窓口

◆参考資料・参考情報

○厚生労働省 HP: <https://www.mhlw.go.jp/index.html>

○厚生労働省 HP▶教育訓練給付制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体:一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき